

鹿児島工業高等専門学校学生海外派遣事業助成に係る基金規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、本事業の目的に賛同した団体又は個人からの寄附金を原資として寄附金を原資として、学生海外派遣事業助成に係る基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、グローバル社会において活躍できるエンジニアの育成及び我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化の観点から、本校における学生の海外派遣推進に資することを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次に掲げる資金で構成する。

第2条に規定する目的をもって本校に寄附された団体又は個人からの資金。

(事業内容)

第4条 本事業の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 本校と企業が締結した協定に基づき、海外インターンシッププログラムの実施に係る助成
- (2) その他学生の海外派遣事業を促進するために必要な経費の助成

(助成の内容)

第5条 基金は本校に在籍する学生で、学業・人物ともに優秀である者に助成を行うものとする。又、助成金は給付型とし、給付金額等は別に定める。

(助成金の申請)

第6条 助成金の給付を受けようとする者は申請書を学生課教務係に提出するものとする。

(報告書の提出)

第7条 事業終了後は、報告書を速やかに学生課教務係へ提出するものとする。

(経理)

第8条 基金の経理は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月8日から施行する。